

取 手 市  
障 害 者 福 祉 計 画

(平成31年度～平成35年度)

( 素 案 )

平成31年 月  
取 手 市

# 取手市障害者福祉計画

(平成31年度～平成35年度)

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の対象とする障害者の定義	
4. 計画期間	
第2章 障害のある人の状況	5
1. 取手市の障害のある人の推移	
第3章 計画の基本的な考え方	10
1. 計画の基本理念	
2. 計画の基本とする目標	
3. 施策の体系	
第4章 基本計画	15
基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり	
基本目標2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり	
基本目標3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり	
第5章 計画の推進にむけて	34
1. 計画の推進体制	
2. 計画の達成状況の点検及び評価	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている大きな課題は、国全体の経済、社会の存続の危機に直結しており、この危機を乗り越えるためには、一つ一つの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域力強化に当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題に向き合わなければならない。こうした考えから、地方創生や、一億総活躍社会の取り組みが進められています。ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

地域共生社会の実現は、障害者基本法においても、地域社会における共生の理念が掲げられ、その理念のもとで様々な施策が行われてきましたが、実現の難しさに直面してきました。

障害は、いつでも誰にでも生じます。障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でもその症状は一律ではありません。外見では分かりにくい障害のため周囲に理解されず苦しんでいる方もいます。障害のある人の増加や障害程度の重度化・重複化、多様化が進んでいます。さらに発達障害や高次脳機能障害などが、新たな障害として位置づけられるようになり、障害の種類も複雑かつ広範に至っています。

また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが人格と個性を尊重しあいながら、地域で自立した生活及び社会参加を支援することが、これまで以上に重要となってきています。

障害のある人に関する法律や制度においては、平成15年には、“措置制度”から“支援費制度”へと移行したことにより、それまで県や市町村が決定していたサービスやサービス提供事業者を、障害のある人自身が選択することができるようになりました。これにより、障害のある人一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できるようになりました。

ただし、“支援費制度”においても、障害の種別によって利用できるサービスが違ったり、自治体によって格差がでたりするなど、障害のある人一人ひとりに適したサービスを提供する上で、新たな課題がみえてきました。そのため、平成18年には『障害者自立支援法』が施行され、障害の種別に関わらず、共通したサービス体系が利用できる体制へと一元化されました。

しかし、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な居住系サービスが未だに不十分であったり、生活に不可欠な所得に関する問題が解決していなかったりするなど、『障害者自立支援法』でも対応できない課題が顕著に現れてきました。

この課題に対応するべく、国は、平成25年4月から『障害者自立支援法』を『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）』とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などを行うこととしました。

また、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指し、平成28年4月から施行されました。

平成28年5月には、障害者総合支援法の附則で規定されていた、施行後3年を目途とする見直しが行われ、地域生活の支援を進めるための新たなサービスの創設や高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用、障害児支援のニーズへの対応が盛り込まれ、平成30年4月に施行されました。

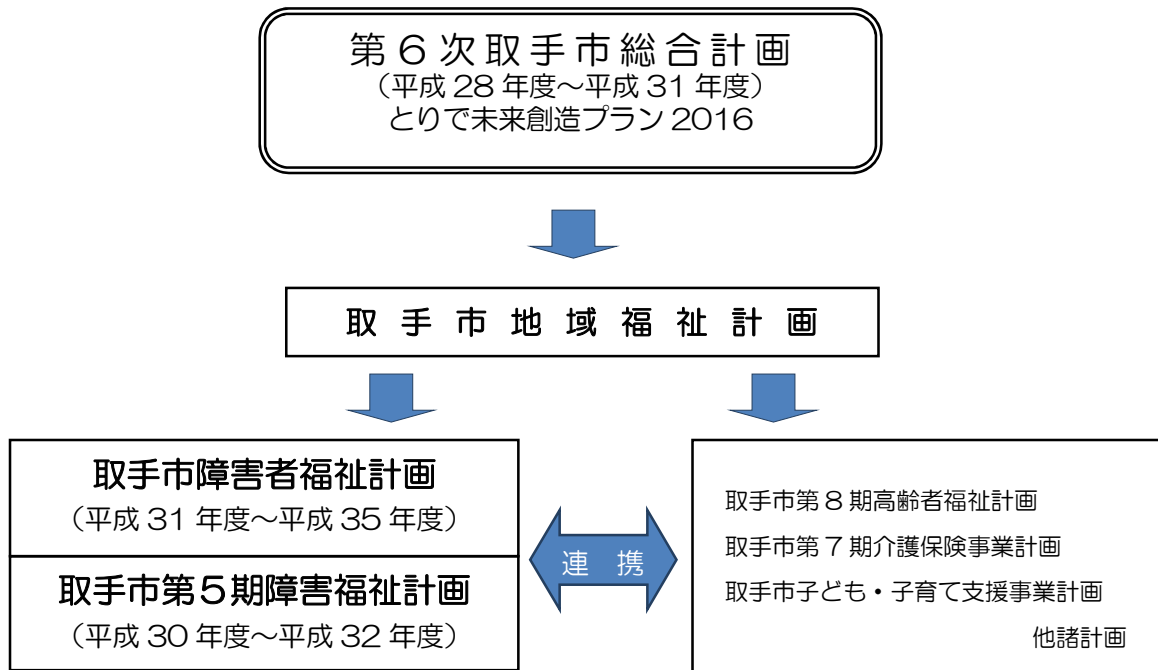
平成30年3月には障害者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第4次）」が策定されました。

取手市でも、障害者福祉計画を平成11年に策定し、5年を周期に見直しを行いながら障害者の方々の支援にあたってきました。今回は、このように変化し続ける制度や世情に対応する次期計画として「取手市障害者福祉計画（平成31年度～平成35年度）」を策定することとしました。

## 2. 計画の位置づけ

取手市障害者福祉計画は、『障害者基本法』第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後、取手市が進めていく障害者施策の基本的な方向や目標を定めた計画で、全市民への障害理解、障害のある人に対する理解促進・広報啓発の取組の推進、安全安心な生活環境の整備、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、防災、防犯等の推進、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、自立した生活の支援・意思決定支援の推進、保健・医療の推進、行政等における配慮の充実、雇用・就業、経済的自立の支援、教育の振興、文化芸術活動・スポーツ等の振興、などの関連施策を体系的に示し、本市の実情に見合った計画的かつ効果的な障害のある人に関する施策の方向性を示すものです。

また、「第6次取手市総合計画」を上位計画とし、地域福祉計画・高齢者福祉計画をはじめする福祉分野における他の個別計画との連携を図りながら推進します。



	障害者福祉計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条
趣 旨	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画
位置づけ	本市の障害者施策全般にわたり、取り組むべき方向性について定めており、基本計画としての性格を有しています。	地域の実情に合わせて、各種サービスの数値目標や見込み量等を定めており、実施計画としての性格を有しています。

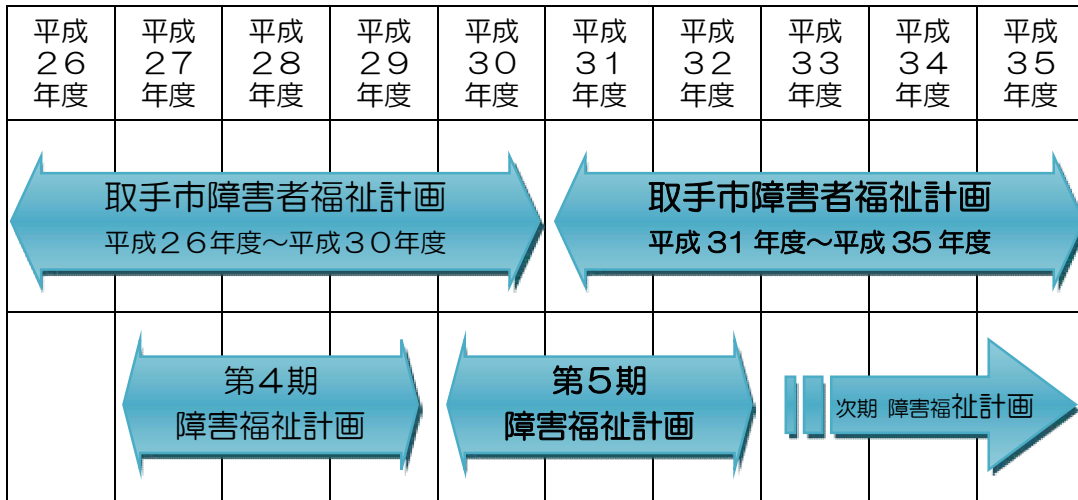
### 3. 計画の対象とする障害者の定義

「障害者」とは、平成23年8月に改正公布された『障害者基本法』第2条に、“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”と定義されています。

本計画では、障害による支援を必要とする人を広く「障害者」と捉え、支援のあり方を考えていきます。

## 4. 計画期間

この「取手市障害者福祉計画」は、平成31年度～平成35年度の5年間を計画期間とします。ただし、制度改正や社会情勢等、障害者を取り巻く環境の変化に伴い、必要に応じた見直しを行うものとします。



## 第2章 障害のある人の状況

### 1. 取手市の障害のある人の推移

#### (1) 取手市の手帳交付数

取手市の人口総数に対する障害者の比率は、平成24年度以降、身体障害者手帳の交付件数を除き増加傾向にあり、平成29年度においては全体の4.54%にあたる4,893人が手帳を交付されています。内訳は、身体障害者手帳交付者が3,343人(68.3%)、療育手帳交付者が724人(14.8%)、精神保健福祉手帳交付者が826人(16.9%)となっています。

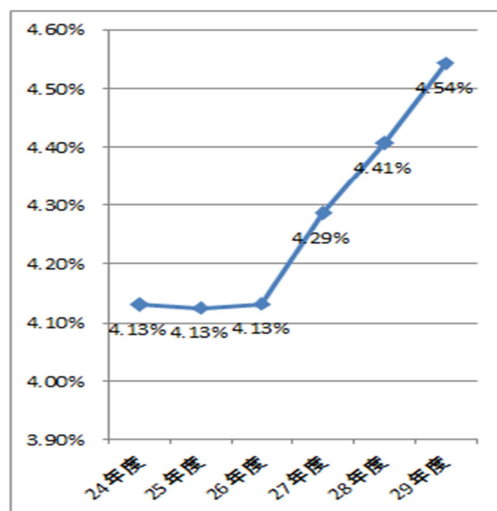
人口総数及び各手帳の交付数は、平成24年度と比較すると、人口総数は減少傾向にあるものの、各手帳の交付数はいずれも増加しています。中でも、精神保健福祉手帳の交付数は、平成24年度の約1.6倍となっています。

障害者比率は年々0.13ポイント前後の増加と、増加幅は大きくはないものの、高齢化がさらに進展するにつれ、今後も高くなっていくものと推測されます。

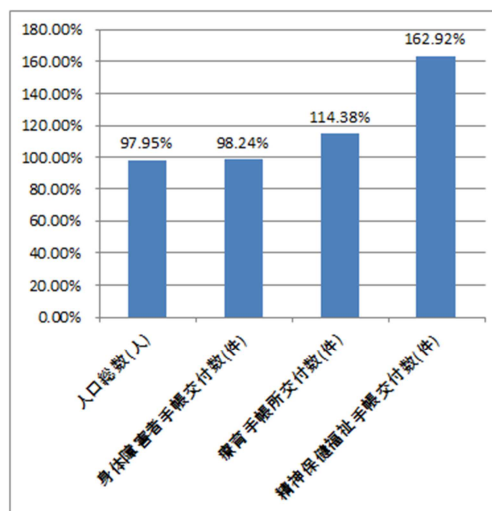
#### ◆人口および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	24年度との比較
人口総数(人)	109,955	109,392	109,184	108,781	108,278	107,704	97.95%
身体障害者手帳交付数(件)	3,403	3,269	3,286	3,300	3,323	3,343	98.24%
人口総数に対する比率	3.09%	2.99%	3.01%	3.03%	3.07%	3.10%	—
療育手帳所交付数(件)	633	648	650	666	699	724	114.38%
人口総数に対する比率	0.58%	0.59%	0.60%	0.61%	0.65%	0.67%	—
精神保健福祉手帳交付数(件)	507	596	576	697	750	826	162.92%
人口総数に対する比率	0.46%	0.54%	0.53%	0.64%	0.69%	0.77%	—
障害者手帳交付総数(件)	4,543	4,513	4,512	4,663	4,772	4,893	107.70%
人口総数に対する比率	4.13%	4.13%	4.13%	4.29%	4.41%	4.54%	—

#### ◆人口総数に対する障害者比率の推移



#### ◆人口総数及び各手帳交付数の比較(対24年度)



## (2) 身体障害者手帳交付数の状況

身体障害者手帳交付数は、平成24年度と29年度を比較すると▲60件の減の3,343件となっており、25年度以降は、年平均3,300件で平成24年度比で▲100件の減で横ばいの状況にあります。

障害種類別の構成比は、平成29年度で「肢体不自由」が47.3%、「内部障害」が37.9%と、この2種類の障害で全体の85%以上を占めています。構成比はほぼ横ばいですが、「内部障害」は年々微増傾向にあります。

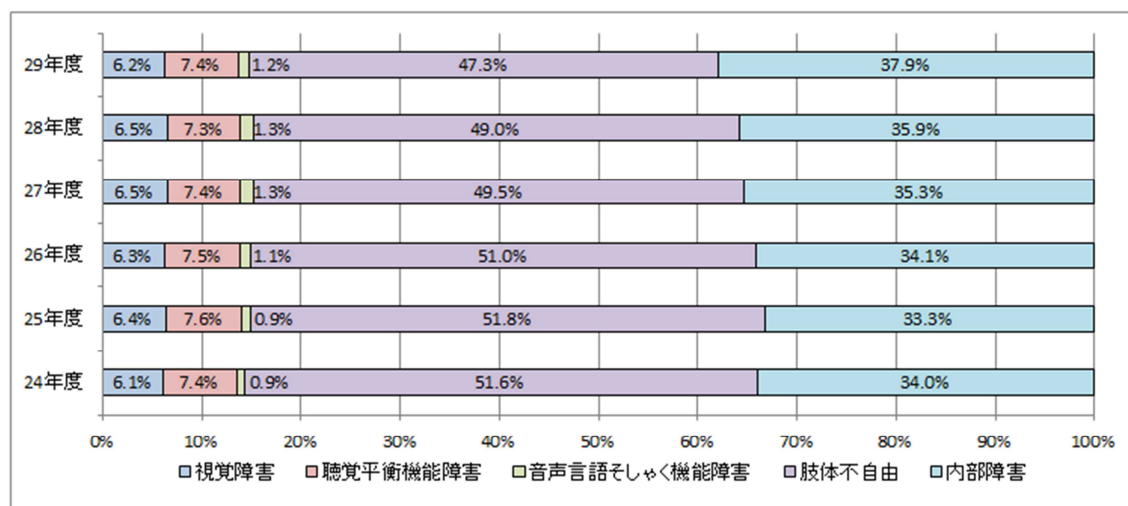
障害種類別の身体障害者手帳の交付状況は、平成25年度より横ばいですが、平成24年度比で「肢体不自由」は▲176件の減、「内部障害」は109件の増となっています。

年齢別では、65歳以上の人の割合が全体の7割を占めており、新規の申請者においても65歳以上の申請者が7割を占めています。

### ◆身体障害者手帳の交付状況

(件)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
視覚障害	208	208	207	214	217	207
聴覚平衡機能障害	251	250	246	244	243	249
音声言語そしゃく機能障害	30	30	37	43	44	40
肢体不自由	1,756	1,693	1,675	1,633	1,627	1,580
内部障害	1,158	1,088	1,121	1,166	1,192	1,267
合計	3,403	3,269	3,286	3,300	3,323	3,343

### ◆障害種類別 構成比の推移



等級別の構成比では、平成29年度でみると「1級」が39.5%、2級が13.5%で過半数を占めています。構成比は、どの等級においてもほぼ横ばい傾向にあります。

等級別の身体障害者手帳の交付状況は、平成24年度より比較してみると「1級」が81件の増加、「2級」が▲100件の減少、「3級」が▲42件

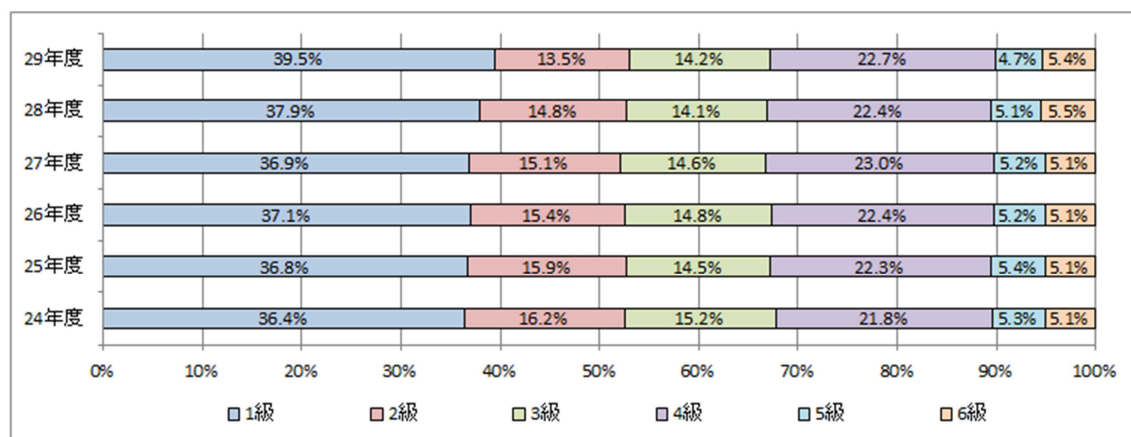


の減少、「4級」が16件の増加、「5級」が▲23件の減少、「6級」が8件の増加となっており1級が増加しています。

◆等級別 身体障害者手帳の交付状況

(件)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	1,238	1,202	1,219	1,219	1,261	1,319
2級	552	520	507	499	493	452
3級	517	474	486	483	469	475
4級	742	728	735	760	746	758
5級	181	178	170	170	171	158
6級	173	167	169	169	183	181
合計	3,403	3,269	3,286	3,300	3,323	3,343

◆等級別 構成比の推移



◆等級別 障害種類別の交付数（平成29年度）

※「—」は該当する等級がないもの

(件)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	63	76	16	15	23	14	207
聴覚平衡機能障害	7	49	34	76	—	83	249
音声言語そしゃく機能障害	—	1	27	12	—	—	40
肢体不自由	384	314	257	406	135	84	1,580
内部障害	865	12	141	249	—	—	1,267
合計	1,319	452	475	758	158	181	3,343

(3) 療育手帳交付数の状況

療育手帳交付数は、平成24年度より91件増加の724件となっており、増加傾向にあります。

程度別の療育手帳交付状況は、平成24年度より「A」は18件の増加、「B」は7件の増加、「C」は▲2件の減少、「D」は68件が増加しており、「D」を除き増加しています。

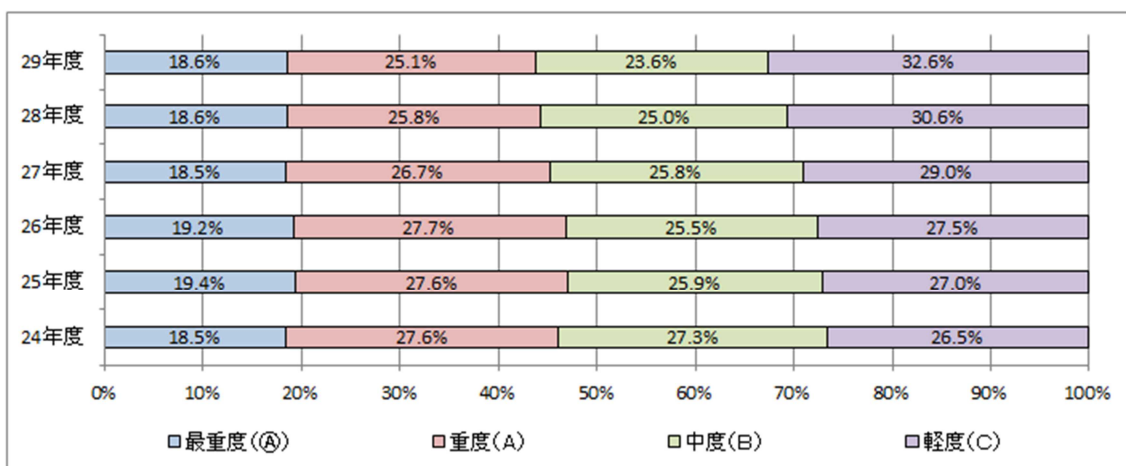
平成29年度の年齢層で見ると、「18歳以上」が570件、「18歳未満」が154件となっており、約78%が「18歳以上」の方への交付となっています。

程度別の構成比をみると、最重度は横ばい、重度・中度は若干の減少がみられるなか、軽度については増加傾向にあることがうかがえます。

◆程度別 年齢層別 療育手帳交付状況

(件)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
最重度 (A)	18歳以上	95	103	101	104	107	111
	18歳未満	22	23	24	19	23	24
	小計	117	126	125	123	130	135
重度 (A)	18歳以上	135	140	142	142	145	148
	18歳未満	40	39	38	36	35	34
	小計	175	179	180	178	180	182
中度 (B)	18歳以上	131	133	131	139	145	141
	18歳未満	42	35	35	33	30	30
	小計	173	168	166	172	175	171
軽度 (C)	18歳以上	119	132	134	142	158	170
	18歳未満	49	43	45	51	56	66
	小計	168	175	179	193	214	236
合 計	18歳以上	480	508	508	527	555	570
	18歳未満	153	140	142	139	144	154
	合計	633	648	650	666	699	724

◆程度別 構成比の推移



(4) 精神保健福祉手帳交付数の状況

精神保健福祉手帳交付数は、平成24年度より319件増加の826件となっており、身体・療育と比較しても増加が顕著です。

等級別の精神保健福祉手帳交付状況は、「1級」が74件、「2級」が488

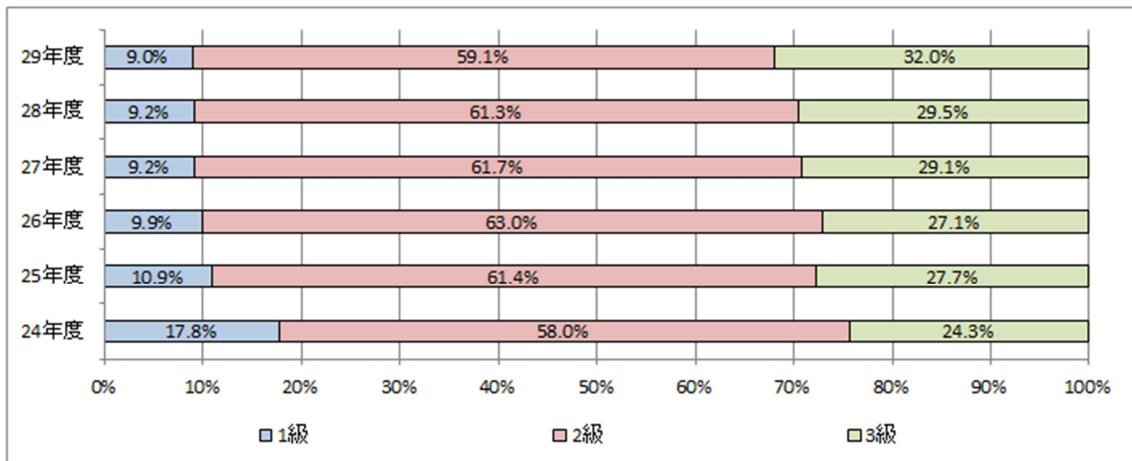
件、「3級」が264件と、約6割を「2級」が占めています。また、「1級」は24年度から減少傾向にあります。また、「2級・3級」は年々増加傾向にあることがうかがえます。

交付状況における等級別の割合をみても、「1級」は24年度と比較すると16件の減、交付数の推移の構成比では半数以下になるという大きな減少がみられますが、交付件数が年々増加する中「2級」と「3級」の占める割合が約9割にのぼっています。

◆等級別 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(件)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1級	90	65	57	64	69	74
2級	294	366	363	430	460	488
3級	123	165	156	203	221	264
合計	507	596	576	697	750	826

◆等級別 精神保健福祉手帳交付数の推移



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

障害者基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。まさにこれは、“ノーマライゼーション<sup>①</sup>”と、“リハビリテーション<sup>②</sup>”の理念のもとに推進されているものといえます。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、取手市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものです。障害のある人の自立と社会活動を促進できる共生社会を目指し、第6次取手市総合計画の基本構想である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまちとりで」を踏まえ、前回の計画を継続し以下の3つを基本目標とします。

### 基本とする目標

- 1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり
- 2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり
- 3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

#### ①ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとの考え方

#### ②リハビリテーション

障害のある人の身体的・精神的・社会的な自立能力の向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、障害のある人の自立と社会参加を目指すとの考え方

## 2. 計画の基本とする目標

### 1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

- 障害の有無に関わらず、お互いにささえあっていけることができる社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念を市民全体に広めることで、障害者の社会参加が促進され、障害を理由にした差別や不利益を受けることのない地域づくりを目指します。

【理解促進・広報啓発】

- だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、移動の利便性や安全性の向上を図るため、ユニバーサルデザイン®の考え方を活かした地域づくりを進めるとともに、防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりを目指します。【安全安心な生活環境の整備・防災・防犯等の推進】

### 2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

- 障害者が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるよう、障害の状態に応じたきめ細かなサービスの提供を図ります。また、気軽に相談が受けられる体制の充実を図り、障害者とその家族を支援に努めます。【自立した生活の支援】

- 住み慣れた地域で生きがいを持って過ごすために、福祉・保健・医療の連携を強化し、障害者に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等の包括的な支援を充実します。【保健・医療の推進】

### 3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

- 障害のある子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、個々の障害の状況に応じた療育・教育体制の充実を努めるとともに、生涯にわたる学習の機会や社会参加の機会の提供に努め、障害のある人が自ら関心のある活動に参加して、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時が過ごせるように支援します。【教育の振興】

- 障害のある人が個人の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。【雇用・就業・社会参加】

#### ③ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別といった差異、障害の有無などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境を設計（デザイン）する考え方。

### 3. 施策の体系

#### 基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

##### 1. 共生社会の理解を深めるために

###### (1) 相互理解の促進

- ① 障害理解への広報啓発活動の促進
- ② 交流活動の促進
- ③ 障害のある人の権利擁護や虐待防止対策の推進
- ④ 障害を理由とする差別の解消の推進

###### (2) 福祉教育の充実

- ① 学校教育における福祉教育の推進
- ② 地域での福祉教育の推進

###### (3) 協働体制の整備

- ① ボランティア活動の促進
- ② 関係者団体等の活動の推進

##### 2. 安心して暮らせる生活環境をつくるために

###### (1) 安全・安心な生活環境の整備

- ① 公共施設等の整備
- ② 民間施設の整備
- ③ 歩行空間等の整備
- ④ 住宅の確保

###### (2) 防災・防犯体制の推進

- ① 平常時におけるサポート体制の強化
- ② 災害発生時におけるサポート体制の強化
- ③ 防犯体制の充実

## 基本目標2 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

### 1. 住み慣れた地域での日常生活を支えるために

#### (1) 福祉サービスの充実

- ① 訪問系・日中活動系サービスの充実
- ② 居住系サービスの充実
- ③ 難病・発達障害への支援
- ④ 福祉人材の確保・育成

#### (2) 相談・情報提供体制の充実

- ① 総合的な相談支援体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 取手市自立支援協議会の機能強化

#### (3) 生活安定施策の充実

- ① 手帳取得の啓蒙
- ② 経済的支援制度の利用促進
- ③ 医療費助成制度の充実

### 2. 健やかで安心な生活を支えるために

#### (1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療の推進

- ① 障害の原因となる傷病の予防の推進
- ② 障害の早期発見・早期治療の推進

#### (2) リハビリテーションと地域医療体制の整備

- ① リハビリ体制の充実
- ② 医療関係機関との連携強化
- ③ 精神保健、医療の適切な提供



## 基本目標3 だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

### 1. 一人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

#### (1) 乳幼児期の療育支援の充実

- ① 療育・就学相談の充実
- ② 発達につまづきや遅れのある児童への発達支援の充実
- ③ 保育環境の整備・充実

#### (2) 学齢期における教育・療育の充実

- ① インクルーシブ教育の推進
- ② 特別支援教育等の充実
- ③ 地域・市・学校の連携による支援体制の整備と充実
- ④ 特別支援教育への理解を深める研修の充実

### 2. 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

#### (1) 雇用の確保と就労の支援

- ① 雇用に関する理解と啓発の促進
- ② 雇用機会の拡大と充実
- ③ 福祉的就労への支援の充実

#### (2) 社会参加の促進

- ① 参加機会・情報提供の充実
- ② 施設・設備の整備の促進
- ③ 外出や移動等の支援の充実
- ④ 指導者の養成と人材の確保



## 第4章 基本計画

### 基本目標1 人の温かさが感じられる共生のまちづくり

#### 1. 共生社会の理解を深めるために

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある者と障害のない者が、お互いに、障害の有無にとらわれることなく、支えあいながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、市民の理解促進に努めていきます。また、本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念や、いわゆる「社会モデル」（「社会モデル」とは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。）の考え方について、必要な広報啓発を推進していきます。

#### （1）相互理解の促進

##### ① 障害理解への広報啓発活動の促進

- ・ ノーマライゼーションの浸透を促進するため、市広報誌、市ホームページ、パンフレットなどを通じて、障害理解に関する啓発活動を進めます。
- ・ 知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害など、より一層市民の理解が必要な障害や、外見からは分かりにくい障害について、必要な配慮等に関する理解促進を図ります。
- ・ 点字、手話、視覚障害者誘導用ブロック、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）障害者用駐車スペース等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要な配慮等について周知を図ります。また、障害者団体等が作成する啓発、周知のためのマーク等について情報提供を行い、その普及及び理解の促進を図ります。
- ・ 「障害者週間」（12月3日～12月9日）などの様々な機会をとらえ、障害のある人や関係団体と連携しながら、障害のある人等に対する理解を図るための啓発活動を推進します。
- ・ 国・県と連携しながら、企業や団体等に対して、障害のある人に対する理解促進を進めます。

##### ② 交流活動の促進

- ・ 自治会等が実施する地域のお祭りや運動会等の行事へ障害のある人が積極的に参加していくことを働きかけていくとともに、障害のある人に対

する差別意識をなくし、正しい理解と認識の促進に努めます。

- ・ 障害者施設における各種行事への地域住民の参加を促進し、施設利用者への理解を深める交流機会の提供に努めます。
- ・ 社会参加や啓発を目的とした福祉行事が行われる際は、障害のある人が一人でも多く参加できるように、会場の設備や移動手段についての配慮を働きかけます。

### ③ 障害のある人の権利擁護や虐待防止対策の推進

- ・ 意思表示が困難な障害のある人の権利や財産を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進させるために、必要な経費の助成を行います。関係機関との連携のもと、権利擁護に関する制度や事業の周知と活用に努めます。
- ・ 障害のある人が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、平成24年10月1日より施行された障害者虐待防止法の周知に努め、障害者虐待防止法の適切な運用を図ります。市民に対する虐待防止等の啓発を行うとともに、地域住民やサービス事業者、関係機関等との連携による未然防止、養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

### ④ 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取り組みを進めます。

#### ○把握すべき状況（主なもの）

- ・ 障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種広報、啓発活動の取組み状況
- ・ 不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化
- ・ 障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備
- ・ 情報提供の充実

行政情報のアクセシビリティの向上（ウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況、情報のバリアフリー）

## （2）福祉教育の充実

### ① 学校教育における福祉教育の推進

- ・ 学校（教育委員会）、社会福祉協議会、地域との連携により小中学校で福祉教育やボランティア活動を促進します。
- ・ 障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流ができるよう、特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒との交流を促進します。

## ② 地域での福祉教育の推進

- 障害理解について、すべて市民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場での学習会等の活用に努めます。
- 公民館など各地域の公共施設を利用して障害のある人と健常者の交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループ等の育成に努めます。

### ○把握すべき状況（主なもの）

- 社会教育や学校教育の中で、地域や福祉を身近にする福祉教育の機会や研修機会の提供状況

## （3）協働体制の整備

### ① ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を強化し、現在、福祉活動を行っているグループなどの紹介や講習会等を開催することにより、ボランティア活動への理解を深め、ボランティア層の拡大に努めます。
- 既存のボランティア団体の活動が円滑に進むよう、ボランティアコーディネーターの育成を支援し、人材の専門化を図ります。
- 障害のある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。

### ② 関係者団体等の活動の推進

- 障害者手帳の交付時に障害者団体の活動状況の紹介や、市の広報誌やホームページ等で障害者団体をPRし、障害のある人の団体への加入促進を支援します。
- 障害者福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営等の支援を図るとともに、障害者団体が主催する講演会やレクリエーション事業などの自主的活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- 障害のある人を支援する活動を効率よく促進していくために、障害者団体及びボランティア団体などの各種団体の連携の強化を図ります。

### ○把握すべき状況（主なもの）

- 社会福祉協議会が行っているボランティアカードの普及状況
- 支え手と、受け手が固定されない、働く場や参加の場の創出に向けた様々な分野との連携や取組み状況

## 2. 安心して暮らせる生活環境をつくるために

社会参加を促して、障害のある人も外出をして、友人や知人と交流したり、買い物や趣味を楽しんだりすることが望ましいのですが、中には外出先での設

備の不便さや、それに伴う身体的・精神的な疲れなどによって外出を控えてしまう人もいます。その結果、自宅にとどまる時間が増え、社会とのつながりが薄れることにより、張り合いのない生活を送ることになってしまうことも考えられます。障害のある人でも外出しやすい環境となるように、公共施設や民間施設等のバリアフリー化、歩道の整備を推進し、外出しやすい環境を計画的に整えていきます。

また、障害のある人の中には、災害発生時などのいざという時に、避難ができない、情報が入らない、情報を発信できない、自分で判断ができないなど、自らの身を守ることができない人もいます。障害のある人でも安全で安心な生活を送れる環境を整備するために、災害時要援護者避難支援プランや災害時の障害者へのサポート体制などの整備にも取り組み、平常時から災害時に備えた対策を進めていきます。

### (1) 安全・安心な生活環境の整備

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと）に配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進めアクセシビリティの向上を推進していきます。

#### ① 公共施設等の整備

- ・既存の公共施設にスロープ、障害者専用駐車場、案内標識、点字案内板等を、多くの市民が利用する施設から順次、整備できるよう各関係機関に働きかけます。
- ・新しく公共施設等を建築する際は、障害のある人も利用しやすい施設とするために、設備等に関する意見を取り入れる機会を拡大していきます。

#### ② 民間施設の整備

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の周知に努め、医療機関や金融機関等の不特定多数の人が利用する公共性の高い施設について、障害のある人が利用しやすいような施設整備の推進を求めています。

#### ③ 歩行空間等の整備

- ・障害のある人の歩行の安全を確保するため、計画的な歩道の整備を検討し、進めていきます。
- ・障害のある人の屋外における活動範囲を拡大するために、公園の整備時には、障害者用トイレ等の設置を推進していきます。
- ・鉄道駅舎（改札口、ホーム等）の改善、バス・電車の改良など、公共交通機関の改善を関係機関に要望します。

- ・障害のある人の移動において、障害となる道路上の物品、看板、違法駐車等の排除を関係機関に申し入れるとともに、モラルの向上を働きかけ、市民に協力を求めています。

#### ④ 住宅の確保

- ・民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を活用した民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を進めています。
- ・障害者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を促進していきます。

#### ○把握すべき状況（主なもの）

- ・障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の戸数
- ・障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況。共同生活援助のサービス見込み量
- ・アクセシビリティに配慮した施設の普及、施設等のバリアフリー化
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- ・移動しやすい環境の整備  
交通機関の車両等のバリアフリー化、障害者に配慮した道路の整備

## （2）防災・防犯体制の推進

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進していきます。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを推進していきます。

#### ① 平常時におけるサポート体制の強化

- ・地震、火災等の緊急時に備え、障害のある人もない人も総合防災訓練や地域での防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、防災意識の向上や自主的な救出・救護等の活動促進を図ります。
- ・地域住民や障害者団体と連携して、個人情報取り扱いに細心の注意を払いながら、地域内の障害のある人の台帳整備・更新に努めるとともに、障害のある人や高齢者等が、災害時に迅速な避難、救助活動を行うことができるよう、災害時要援護者避難支援プランの策定を推進します。

## ② 災害発生時におけるサポート体制の強化

- 災害時における市の体制、消防や警察などの防災関係機関との連携の強化、視覚障害者や聴覚障害者への情報提供の推進など、災害発生後、早期に障害のある人への安全対策が実施できる体制の構築を進めます。
- 障害のある人に必要な生活用品等について、当事者や障害者団体と協議を進めながら、計画的に避難生活用品の備蓄を推進します。
- 障害のある人を含む要援護者に対して、状況に応じた福祉避難所の開設や福祉施設・医療機関等への2次的避難体制の整備など、災害発生後の支援体制づくりを推進します。
- 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化の推進とともに、避難所において障害者が障害特性に応じた支援と合理的配慮が得られるように取り組んでいきます。
- 災害発生後も継続して福祉、医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、福祉避難所の協定など、他の社会福祉施設・医療機関等とのネットワーク形成に取り組んでいきます。

## ③ 防犯体制の充実

- 警察と地域の障害者団体、福祉施設、行政等との連携の促進により犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- 障害者支援施設等の、防犯に係る施設整備や、職員の対応に関する点検等の取組みを促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携し安全確保体制の構築を図っていきます。
- 消費者トラブルの防止及び障害者の消費者としての利益の擁護・増進に資するよう、振り込め詐欺や消費者被害に遭わないよう、広報活動を強化するとともに、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。

### ○把握すべき状況（主なもの）

- 障害者の円滑な通報、通話を可能とする環境の整備
- 障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備
- 災害発生時も医療・福祉サービスの提供を可能とする環境の整備

## 基本目標2

### 安らぎやうるおいを感じる生活ができるまちづくり

#### 1. 住み慣れた地域での日常生活を支えるために

障害のある人が、住みなれた地域で生活をするためには、自宅や地域の入所施設で支援を受けられることがとても重要となることから、障害の状況や生活環境にあった選択ができるよう、様々な福祉サービスの充実に努めます。

障害のある人が、必要なときに、自分の必要とするサービスを選んで利用できるように、また、情報の提供や適切な相談が受けられるよう、情報の提供体制や相談体制の強化を図ります。

また、障害のある人の世帯は、長期にわたる介護・介助が必要となり、経済的基盤に衰退がみられるご家庭があることから、安定した生活がおくれるよう、各種経済的支援制度の利用促進を図ります。

#### (1) 福祉サービスの充実

##### ① 訪問系・日中活動系サービス等の充実

- 居宅介護をはじめとする訪問系のサービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障害のある人が、可能な限り住み慣れた居宅において安心して生活を営んでいくために必要な在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、通所による日常生活訓練や就労支援等の日中活動系サービスの整備を促進します。
- 短期入所及び日中一時支援事業の利用を促し、障害のある人の心身機能の向上及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 家庭での入浴が困難な重度の障害のある人に対して、入浴車による訪問入浴サービスの充実に努めます。

##### ② 居住系サービスの充実

- 在宅で生活することが困難な障害のある人が、夜間の生活の場として活用するとともに、地域社会で生活する障害のある人も身近なところで利用ができるよう、入所系サービスの提供施設の整備を推進します。
- 社会福祉法人や医療法人等のサービス提供事業者との連携を図りながら、必要に応じた介護・介助等のサービスを備えたグループホームの整備の促進に努めます。
- 地域生活に移行する際の生活の場の確保のため、グループホームの整

備だけでなく、様々な形態の住まいの情報収集、提供に努めます。

### ③ 共生型サービスの周知啓発

- 平成 29 年 5 月に成立した障害者総合支援法及び介護保険法の改正において「地域共生社会」の実現に向け、障害福祉及び介護保険制度の両方に「共生型」サービス（障害福祉又は介護保険のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくなるようにするもの）が創出されたことを踏まえ、今後も、必要な方すべてにサービスが円滑に提供されるように努めていく必要があります。「共生型サービス」について、障害福祉サービス事業所及び介護保険サービス事業所等に対して周知するとともに、障害福祉サービスと介護保険サービスが円滑に提供されるためには、両制度の要である相談支援専門員とケアマネジャーの連携が重要であることから新たな制度の周知啓発に努めます。

### ④ 難病・発達障害への支援

- 自閉症等発達障害、高次脳機能障害、難病等に関する正しい理解を深める普及・啓発活動を推進するとともに、発達障害や難病等も障害福祉サービスの対象であることの周知を図り、それらの障害のある人とその家族等からの相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう支援していきます。

### ⑤ 福祉人材の確保・育成

- サービス提供事業者に対して、障害のある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保と資質の向上を働きかけていきます。
- 障害特性を理解したホームヘルパーの養成及び技術を向上させるために、県や関係機関などで実施される研修会等への積極的な参加を促します。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、労働法規の順守とともに、サービス従事者の処遇改善や職場環境の改善を働きかけていきます。
- 市の福祉に携わる職員のみならず、障害者に関する理解、外見から分かりにくい障害の特性など、全職員に対して障害に対する理解を深め、窓口等における障害者への配慮の徹底など職員の資質の向上に努めます。



○把握すべき状況（主なもの）

- ・障害福祉サービスの質の向上（指導者の養成、各種研修の充実）
- ・地域移行支援、在宅サービスの充実
- ・発達障害の支援体制の整備状況
- ・障害のある子供に対する支援の充実
- ・重症心身障害児に対する支援の充実
- ・児童発達支援事業を行う事業所数

（２）相談・情報提供体制の充実

① 総合的な相談支援体制の充実

- ・障害のある人に、地域におけるきめ細かな対応を図るとともに、必要に応じては専門機関等につなげることができるよう、市の関係各機関はもとより、社会福祉協議会、サービス提供事業者、障害者団体、民生委員等の相互連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- ・精神障害のある人に対する、他機関との連携による休日・夜間の相談体制についても、更なる拡充に努めます。
- ・住民からの相談に応じ必要な支援を行ったり、行政や社会福祉団体との橋渡し役である民生委員・児童委員の存在やペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人）、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者家族等相談員などのピアサポート（ピアは「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験からくる感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感などを得ることを目的とする。）等の相談・支援活動についての周知を図り、より身近な地域での相談体制の充実を図ります。
- ・障害者相談員や相談支援に従事する職員に対し、障害のある人や家族からの相談に対して適切なアドバイスができるよう、関係機関等で実施される研修等への積極的な参加を促します。

② 情報提供体制の充実

- ・障害のある人に多くの情報が提供されているインターネット、電子メール、携帯電話等の障害者に配慮した情報伝達機器の活用による便宜性についてを周知し、その利用促進に努めます。また、市のホームページ等を障害のある人に対する情報提供手段として活用していきます。
- ・障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションが行えるよう、意思疎通支援を担う人材の育成、サービスの円滑な利用の促進を図ります。聴覚、言語機能、音声機能の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等と、その他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約

筆記者の派遣による支援を行うとともに、点訳、朗読、手話、要約筆記、音声訳、代読、代筆を行う者等の養成のための講習会の実施により人材の育成、確保を図り障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、必要な支援事業やサービスの利用促進を図ります。

- 視覚に障害のある人や聴覚・言語機能に障害のある人などに対し、意思伝達や情報収集を支援する日常生活用具や補装具を給付することにより、日常生活でのコミュニケーションを支援していきます。
- 行政情報のアクセシビリティの向上として、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供を行う際には、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮に努めます。

### ③ 取手市自立支援協議会の機能強化

- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障害のある人の地域生活への移行を推進するため、障害のある人のニーズに合わせ、複数のサービスを適切に結びつけるための調整や社会資源の改善・開発等を行う相談支援事業の充実を図るため、その中核的役割を担う自立支援協議会の機能の強化に努めます。

#### ○把握すべき状況（主なもの）

- 障害者等に対する相談支援の実施状況
- ピアサポートの実施状況
- 情報提供の充実、行政情報のアクセシビリティの向上
- 意思疎通支援の充実

## （3）生活安定施策の充実

### ① 手帳取得の啓発

- 各法に基づく福祉サービスを受けられるようにするために、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の取得について、関係団体及び民生委員等を通じて啓発を図ります。
- 手帳交付時に、市独自の福祉サービスのしおりや各種パンフレット等を用い、福祉サービスの内容説明の徹底を図ります。

### ② 経済的支援制度の利用促進

- 各種支援制度について、障害者団体や民生委員等の協力による周知活動のほか、手帳取得者等希望者に福祉サービスのしおりを配布するとともに市ホームページ等での情報提供を行い、各種支援制度の周知徹底を図ります。
- 年金や手当の支給、税制上の特例、医療費助成等支援制度の充実拡大

を図るよう他の市町村と連携し、国・県に要請していきます。

### ③ 医療費助成制度の充実

- ・障害のある人が安心して治療が受けられるよう、各種医療給付・医療費の公費負担制度の拡充を国・県などの関係機関に働きかけ、医療費の助成制度の充実に努めます。
- ・各種医療給付・医療費の公費負担制度の利用促進のための啓発に努めるとともに、申請の簡素化を図ります。

## 2. 健やかで安心な生活を支えるために

障害の中には、予防できるものや早期に発見・治療できるものがあります。健康診査・健康相談などを通じて、障害の原因となる疾病を早期に発見することにより、疾病の重度化を防ぎ、結果として障害を予防することができると考えられます。また、健康診査の結果から障害を早期に発見し、早い時期から治療することにより、障害の重度化を防ぐことも可能となります。より多くの方が健康診査を受けることで、予防や早期発見できる障害も多くなるため、健康診査の受診率向上を図るとともに、生活習慣病にならないための健康づくりの推進に努めます。

また、既に障害がある人には、リハビリテーション体制を充実させることで、機能回復の推進に努めます。さらに、医療関係機関との連携を強化していくことで、障害のある人が適切な医療を受けられる環境を整えていきます。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害者への医療の提供、支援を可能な限り地域において行い、また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、社会的入院の解消を進めます。また、精神障害者の地域への円滑な移行、定着が進むよう、退院後の支援に関する取り組みを進めます。

### (1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療 の推進

#### ① 障害の原因となる傷病の予防の推進

- ・広報とりでや取手市ヘルスマイト協議会等を通して、障害の予防につながる健康づくりのための各種保健事業への参加を呼びかけ、健康管理や障害予防知識に関する情報の普及を推進します。
- ・障害発生の原因となる疾病等の適切な予防や早期発見・早期治療の推進を図り、出生から高齢期に至るまでの健康の保持・増進等のため、健康診査・健康相談等の各種施策を推進します。
- ・3大生活習慣病である脳血管障害等を中心に、健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防や早期発見に努めるとともに、早期治療により生活習慣病等による障害の予防、軽減化を図ります。また、生

活習慣病の発症予防のための健康教育の充実に努めます。

② 障害の早期発見・早期治療の推進

- 障害の発生や重度化を防ぐため、健康診査の結果、保健指導が必要な人に対し、それぞれのライフステージに対応した保健指導や訪問指導などの事後指導の充実に努めます。
- 発達に遅れや偏りなどがある子どもに対し、適切な療育支援ができるよう、更なる関係機関との連携や専門的人材の確保に努めるとともに、相談体制の強化や療育機関の拡充を図っていきます。

○把握すべき状況（主なもの）

- 疾病等の患者に対する健康相談などの支援の実施状況
- ライフステージに応じた健康診査の受診率
- 障害のある子供に対する支援の実施状況（事業所の数）

(2) リハビリテーションと地域医療体制の整備

① リハビリ体制の充実

- 障害のある人が健康に生活するためには、機能の回復や障害の進行防止を図るため、リハビリテーションの推進が必要です。リハビリテーション施設における精神的な支えと社会的な支援体制の充実を図るため、適切なリハビリテーションを受けることができる体制の充実に努めます。

② 医療関係機関等との連携強化

- 市内の医療機関において、障害のある人が安心して適切な医療が受けられるよう、受診しやすい環境整備の促進に努めるとともに、地域医療機関と広域を含めた専門医療機関の障害者医療体制の連携強化を図ります。
- 地区ごとの自治会等を中心に地域活動を充実させ、行政と地域が一体となった保健活動の推進を図ります。

③ 精神保健、医療の適切な提供

- 精神障害者への医療の提供、支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、社会的入院を解消するため、精神障害者が地域で生活できる社会資源の整備に努めます。
- 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の提供体制の整備を図ります。
- 精神障害者の地域移行の取組を担う、行政、医療関係者、福祉関係者の連携体制の構築を図ります。

○把握すべき状況（主なもの）

- ・円滑な地域生活に向けた支援の実施状況（機能訓練・生活訓練のサービス）
- ・長期入院の状況
- ・精神障害者にも対応した包括ケアシステムの構築状況
- ・精神障害者の地域移行に向けた支援の実施状況  
地域移行支援・地域定着支援のサービス見込み量

## 基本目標3

### だれもが自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

#### 1. 一人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

障害の有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取り組みを推進します。また、教育における障害者に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

障害のある子どもたちが、適切な保育・教育を受けるためには、子どもたちに関係するそれぞれの機関が協力し合い、一人ひとりのニーズに合った支援を長期にわたり継続していくことが必要です。

未就学児は、保育所・幼稚園等に通いながら就学に向けた準備期間に入りますが、この時期から就学先の学校関係機関との連携を図り、家族からの相談に対応できる体制の充実を図ります。

児童・生徒においては、特別支援教育の充実に向け、一人ひとりにあった支援体制の構築を目指します。周囲の環境として教育相談の場を充実させたり、教職員や子どもの理解促進に努めたりすることで、より充実した就学環境の整備をしていきます。

#### （1）乳幼児期の療育支援の充実

##### ① 療育・就学相談の充実

- ・医療、保健、福祉、教育が連携し、早期発見、早期療育、母親相談、交流保育等の機会拡大、就学相談等の一貫した協力体制の充実を図ります。

- ② 発達につまずきや遅れのある児童への発達支援の充実
- ・発達につまずきや遅れのある未就学児が、保育所・幼稚園等で共に学んだり遊んだりする交流保育を推進していきます。さらに、特別支援学級等を置く小・中学校との連携協力等を図るなど、一貫した発達支援の充実を図ります。
  - ・療育、保育、教育に携わる担当者が連携協力して、家族との関わり方の理解や方法等についての研修を行うことで、療育指導のさらなる充実を図ります。
- ③ 保育環境の整備・充実
- ・障害のある未就学児に利用しやすい保育所や幼稚園となるよう施設整備の支援に努めます。
  - ・障害のある未就学児受け入れを容易にし、保育環境の充実を支援するために、保育施設などの運営に必要な助成等を行います。

○把握すべき状況（主なもの）

- ・障害のある子供に対する支援の実施状況（児童発達支援を行う事業所数）
- ・保育士等キャリアアップ研修の障害児保育に関する研修の実施状況
- ・重症心身障害児に対する支援の実施状況（重症心身障害児を対象に児童発達支援事業を行う事業所数）
- ・発達障害者の支援体制の整備状況

## （２）学齢期における教育・療育の充実

### ① インクルーシブ教育の推進

「インクルーシブ教育システム」とは、障害の有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ仕組みです。障害のある児童が教育制度一般から差別されず教育の機会が与えられ、個人に必要な「合理的配慮」が提供される教育です。

- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や支援を受けられるようにします。こうした取り組みを通じて、障害のある幼児児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害の有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに的確に答える指導が受けられるインクルーシブ教育システムの理念に基づく教育を一層推進していきます。
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、障害のある児童生徒が関わるいじめの防止や早期発見のための適切な措置を講ずるとともに、「社会モデル」を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害

に対する理解や交流及び共同学習の一層の推進を図り、偏見や差別を無くし、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指します。

- 各学校における幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供に当たっては、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を把握し、それに応じて設置者、学校と本人、保護者間で可能な限り合意形成を図ったうえで、決定、提供されることが望ましいため、引き続き関係者に周知を行います。

## ② 特別支援教育等の充実

- 小学校や中学校の特別支援体制を整備し、特別支援教育コーディネーターのリーダーシップのもと、特別支援学級や通常学級における障害のある児童生徒の、多様なニーズに応じた支援を推進していきます。
- 特別支援学級の児童生徒一人ひとりの障害の特性に配慮した指導・支援の充実を図ると共に、通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、その障害の程度に応じた指導・支援を充実していきます。
- 校内の行事や日常的な機会をとらえ、児童生徒同士の交流を図るとともに、保護者間の交流も促進します。
- 就学している障害のある児童に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のために必要な訓練等を提供する、放課後等デイサービス事業所の開設を促進し、障害のある児童の集団生活と健全育成の場の充実に努めます。

## ③ 地域・市・学校の連携による支援体制の整備と充実

- 保育所や幼稚園等に在籍する小学校への就学予定児や小・中学校に在籍する児童生徒のうち、教育上特別な支援を必要とする一人ひとりのニーズに応じた相談や検査等を行い、教育支援委員会において就学に向けた支援の充実を図っていきます。  
障害のある児童生徒の就学先決定に当たっては、本人、保護者に対する十分な情報提供のもと、本人、保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人、保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とするとともに、発達の種類や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて関係者に周知を図っていきます。
- 専門的な知識や経験を有する特別支援教育相談員を配置して、幼児児童生徒の就学に関する保護者からの相談に応じ、また、教員に対する指導内容・方法に関する助言を行っていきます。

## ④ 特別支援教育への理解を深める研修の充実

- 教職員や教育補助員に対して、特別支援教育の専門的な研修会や中学校区別の情報交換会を行い、さらなる研修の充実を図ります。

- ・障害のある児童・生徒を支援するために作成したガイドブックを活用し、特別支援教育への理解と啓発を推進していきます。

○把握すべき状況（主なもの）

- ・特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況（特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行っている学校の割合）
- ・合理的配慮の提供状況（学習に関する支援、学習以外の支援）

## 2. 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方から、働く意欲のある障害者がその適正に応じた能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会の確保と、就労支援の担い手の育成を図ることに努めます。また、一般就労が困難な者に対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るなど総合的な支援を推進していきます。

障害がある人にとって就労は、社会参加という面でとても大きな役割を果たします。しかし、現状では障害がある人の就労状況は芳しくなく、喫緊の課題となっています。

企業・事業所には、障害がある人への理解を啓発し、障害がある人の雇用を促進します。

障害がある人は、事前に就労訓練を行うなどして、就労ということに慣れることで、職場への定着を目指します。また、一般就労が困難な障害がある人に対しては、就労継続支援事業所等の支援を充実させていきます。

障害者の社会活動、地域活動としてのスポーツ・レクリエーションなどのイベント、趣味の講座などへの参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、市民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進のために、内容の見直しや、情報提供、参加時の外出支援による参加率の向上を図ります。

### （1）雇用の確保と就労の支援

#### ① 雇用に関する理解と啓発の促進

- ・障害のある人の雇用について、龍ヶ崎公共職業安定所等が事業者に対して行う啓発活動に協力し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が下回る企業・事業所については、関係機関を通じて改善を求めています。
- ・障害のある人が定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の開発など、働く場の拡大や環境の改善を関係機関等に働きかけます。



- 障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度の活用を図る啓発を行います。
- 市役所等の公共機関における障害者雇用を促進するため、職員の募集及び採用並びに採用後の各段階において、平等取扱いの原則及び合理的配慮指針に基づく必要な措置を講ずるとともに、障害のある人の雇用を計画的に推進し、雇用職域の拡大を図ります。

## ② 雇用機会の拡大と充実

- 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。
- 就労移行支援事業所を利用して一般就労した障害者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を支援します。
- 障害のある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行う職場適用援助者（ジョブコーチ）の活用について働きかけます。
- 地元企業や事業所に対して、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大を図ります。

## ③ 福祉的就労への支援の充実

- 働く意志がありながら一般就労の困難な障害のある人に対し、生活指導や作業指導を行い、社会的自立を図るための就労継続支援事業所の整備を推進します。
- 在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を図ります。
- 障害者優先調達推進法に基づき、本市における物品や役務の調達について障害者支援施設等への発注に努め、障害者支援施設等における業務の受注確保を支援します。

### ○把握すべき状況（主なもの）

- 就労支援の実施状況（就労移行支援の利用者数）
- 就労支援を受けた障害者の就職状況（一般就労への年間移行者数）
- 就労支援を受けた障害者の職場定着状況（職場定着率）  
就労定着支援事業による職場定着率、ジョブコーチによる支援終了後の職場定着率
- 民間企業による障害者雇用の状況、公的機関の障害者雇用の状況、公共職業安定所における職業紹介の状況
- 農業分野における障害者の就労支援に向けた取り組み状況
- 障害者就労施設等が提供する物品、サービスの優先購入状況
- 就労継続支援 B 型事業所から得られる収入の状況

## (2) 社会参加の促進

### ① 参加機会・情報提供の充実

- ・障害のある人が積極的に社会活動に参加できるよう、県、社会福祉協議会、障害者団体等が主催する文化事業、スポーツ・レクリエーション大会等の情報提供の充実に努めるとともに、必要に応じて事業内容等を見直し、参加機会の拡充を図ります。
- ・平成31年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会に向け、市民の障害者スポーツへの関心を高めるとともに、障害者に対する理解の促進に努めてまいります。また、大会終了後においても障害者が身近にスポーツを楽しめる環境の充実に図り、スポーツを通じた障害者の自立と社会参加を促進してまいります。
- ・障害のある人の学習意識の高揚を図るため、社会参加を促進するとともに、心豊かに生活するための趣味等の講座の充実に図ります。また、ともに学習する意識の向上を目指し、学習機会の拡充に努めます。
- ・視覚に障害のある人を対象にした点字・テープ等による方法や、障害者団体の発行する機関誌に掲載を依頼するなど、障害のある人へ生涯学習情報の提供の充実に図ります。
- ・選挙や政治活動において、障害のある人が障害のない人との格差が生じないよう情報提供を行うとともに、障害者の利用に配慮した投票設備の設置、投票所における投票環境の向上に努めます。

### ② 施設・設備の整備の促進

- ・障害のある人に配慮して整備されている公共スポーツ施設を積極的に広報し、利用促進を図るとともに、まだ未整備の施設については、障害者団体や関係機関と調整しながら、計画的な整備に努めます。

### ③ 外出や移動等の支援の充実

- ・障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、個別支援とグループ支援による移動支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・障害のある人の移動支援としての運賃等の助成や割引制度に関する周知を図り、利用促進に努めるとともに、国や関係機関に、鉄道、バス、国内空港運賃等の各種料金等の軽減について、より一層充実するよう要請していきます。
- ・身体障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許の取得費助成である身体障害者自動車運転免許取得費補助事業や自動車の取得にあたり改造を要する場合の助成である身体障害者自動車改造費補助事業の利用促進を図ります。

### ④ 指導者の養成と人材の確保

- ・障害のある人の学習、文化、スポーツ活動の振興を図るために、市民ボランティアを育成するとともに、障害のある人に対する理解や指導

ができる指導員の確保・育成を促進します。

○把握すべき状況（主なもの）

- 選挙における視覚障害者への配慮の状況  
市の選挙のお知らせについて点字版及び音声版の配布
- 選挙における身体障害者への配慮の状況  
投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況
- 障害者の文化芸術活動に対する支援の状況
- 地域における障害者スポーツの普及状況
- 障害者スポーツの指導者の養成状況

## 第5章 計画の推進にむけて

### 1. 計画の推進体制

本計画を推進し、障害のある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

また、障害福祉に関するサービスや事業の利用は、市町村の境界を越えて行われることも多いことから、本計画に基づく障害者施策の推進にあたっては広域的な観点から取り組む必要があります。

さらに、障害者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については、近隣市町村との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望していきます。

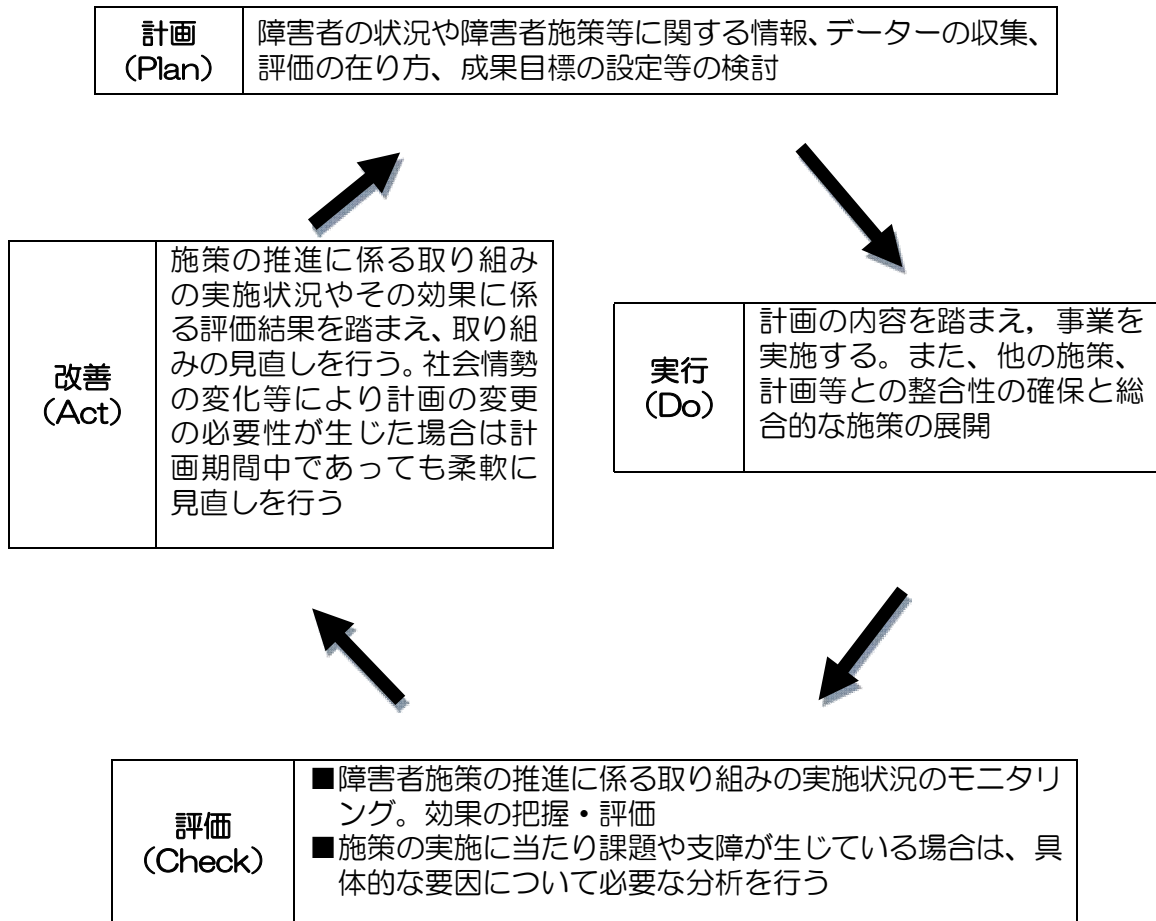
### 2. 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の施策の進捗状況にあたっては、定期的に計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他必要な措置を講ずるものとし、障害者施策のPDCAサイクルを構築実行し、各年度末にそれぞれの施策の取り組み状況の検証を行い、それらを踏まえながら、施策・事業の適時の見直しや次期計画の内容などに反映させていきます。

PDCA サイクルとは...

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

### 【PDCA サイクルのイメージ】





平成31年 月

発行：取手市福祉部障害福祉課

住所：〒302-8585

茨城県取手市寺田5139番地

電話：0297-74-2141（代）

**<http://www.city.toride.ibaraki.jp>**

**E-mail : [shogaifukushi@city.toride.ibaraki.jp](mailto:shogaifukushi@city.toride.ibaraki.jp)**

